安心して子育てができるよう、さまざまな 支援を行っています。

~子育て支援 新制度がスタートします~

●養育支援訪問事業

育児ストレスや産後うつ病、ノイローゼなどの問題により、 子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭やさまざまな原因 から特に養育支援が必要な家庭に対し、子育て経験者による 育児・家事の援助、保健師等による具体的な養育に関する指 導助言を訪問し実施します。

●ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭において修学や疾病、生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じ、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合などに、支援員を派遣しひとり親家庭の生活の安定を図ります。

(問合) 子育て支援課 ☎35-3179

多世代の子育てを支援します 多世代同居促進事業補助金

市では、市内で新たに多世代同居しようとする子育て世帯の住宅の新築・取得・改修に要する費用の一部を助成しています。



対象

- 多世代世帯 (親・子・孫などの3世代以上) で構成され、事業補助金交付申請時に中学生以下の子 (出産予定の子どもも含む) がいる世帯
- すでに多世代世帯として同居・隣居していないこと(近居世帯が同居・隣居する場合は対象となります)
- 多世代世帯員のいずれかが1年以上継続して市内に住民登録していること

主な住宅の要件

- 申請者自らが居住する住宅であること
- 多世代世帯員のいずれかが所有する住宅であること
- これから契約する工事等であること
- •工事施工業者は市内業者であること

対象経費

住宅取得費や建築工事費(いずれも50万円以上)

平成31年4月1日以降に契約し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに完成する工事が対象です。

なお、申請は契約前の手続きが必要ですが、平成31年4月 1日から令和2年6月30日までに契約された場合に限り、契約後の申請も対象となりますので、ご相談ください。

補助率

対象経費の1/2 (上限100万円。近居は50万円)

問合 子育て支援課 ☎35-3140 広報ID 1007198

●母子健康包括支援センターを開設します

妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援を行うことを目的に、市保健センター(健康推進課)に母子健康包括支援センターを開設しました。

妊娠、出産、子育てに関する各種相談に応じるとともに、必要によっては、医療機関や福祉の関係機関と連絡調整を行いながら、心身共に安定した妊娠、出産、産後、子育て期を過ごすことができるよう支援します。

ぜひご利用ください。

開設日時 平日 8:30~17:15

場 所 市保健センター (花岡町2)

(問合) 母子健康包括支援センター

☎35-3160 FAX35-3173

kenkousuishin@city.takayama.lg.jp

手続きはお済みですか 福祉医療費受給者証(子ども医療)

4月に小学校へ入学されるお子さまの福祉医療費受給者証 「就学前(黄緑色)」は、3月末日で有効期間が満了となります。

このため、新たに「義務教育修了まで(桃色)」の受給者証をお 受け取りいただくため手続きが必要となります。

該当されるご家庭には3月下旬に案内ハガキをお送りしていますので、まだ新しい受給者証をお受け取りになってない方は4月中にお手続きください。

手続き場所 福祉課(本庁1階)または各支所地域振興課 必要なもの 印鑑・お子さまの健康保険証・福祉医療費受給

者証 「就学前 (黄緑色)」・案内ハガキ

(問合) 福祉課 ☎35-3356

交通遺児激励金 • 犯罪被害遺児激励金

県では、5月5日の「こどもの日」に合わせ、交通事故や 犯罪被害により親などを失った遺児を励ますため、交通遺 児・犯罪被害遺児の方に毎年1回激励金を支給しています。

対象 交通事故や犯罪被害により、生計をともにしていた 父または母を亡くされた方で、義務教育終了までの 方および高等学校等在学中で満20歳未満の方

内容 乳幼児・小学生15,000 円、中学生20,000 円、高校 生等25,000 円

申込 対象と見込まれる遺児の保護者の方は、子育て支援 課までご連絡ください。

問合 子育て支援課 ☎35-3179 岐阜県県民生活課 ☎058-272-8205

電子母子手帳アプリ「さるぼぼタッチ」



高山の子どもたちの健やかな成長を支える 子育てダイアリー「さるぼぼタッチ」。ぜひ、 ご利用ください。

※このアプリは電子ならではの便利な機能 を使って従来の母子健康手帳を補うもの です。健診や予防接種の時は母子健康手 帳が必要です。

問合 健康推進課 ☎35-3160











体罰等によらない子育てを

昨年6月に子どもへの体罰禁止を含んだ改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が成立し、4月1日から親権者や児童福祉施設の職員などは、児童のしつけに際して体罰を加えることが禁止されます。

幼い命を守るため、虐待やSOSのサインを発見したら、下記までお電話ください。

(問合)子育て支援課 ☎35-3179

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189